☆☆ 健康の保持増進のための措置 ☆☆

事業者には、労働者を対象として、<mark>医師による健康診断</mark>を行うことや<mark>医師又は保健師によるストレスチェックを実施すること(H27.12.1 施行:労働者数50人未満は努力義務)などが義務付けられています。</mark>

また、① 健康診断の結果に基づく医師又は歯科医師からの意見聴取(安衛法第66条の4)や医師又は保健師による保健指導(安衛法第66条の7)② 脳血管疾患・心臓疾患などの発症を予防するため、長時間労働(1月あたり100時間を超える時間外労働)により、疲労の蓄積が認められる労働者に対する医師による面接指導(安衛法第66条の8)、③ 健康への配慮が必要な労働者(1月あたり80時間を超える時間外労働により、疲労の蓄積が認められる労働者)に対する医師による面接指導などの面接指導に準ずる措置(安衛法第66条の9)、④ ストレスチェックの結果、メンタル不調を自覚する労働者に対する医師又は保健師による面接指導(安衛法第66条の10)を行うことなども義務(③は努力義務)付けられています。

鹿児島産業保健総合支援センター (鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4 階 1m.099-252-8002) 大島郡地域産業保健センター (奄美市名瀬塩浜町 3-10 医師会館 3 階 1m.0997-53-1993)

☆☆ 7月1日から足場からの墜落防止対策が強化 ☆☆

足場からの墜落災害は長期的には減少傾向にありましたが、近年増加傾向となっています。 また、墜落災害(休業4日以上)のうち、足場からの墜落災害の割合も近年増加傾向となって います。さらに、足場からの墜落災害(休業4日以上)のうち約9割が労働安全衛生規則に基 づく墜落防止措置を講じていなかったという分析結果もあります。

このような結果を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が7月1日から施行され、次のとおり、足場からの墜落防止対策が強化されることになりました。

災害ゼロをめざし、関係法令をしつかり守り、より安全な措置を講じましょう。

- 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加
- 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実(床材と建地とのすきまは 12cm 未満など)
- 鋼管足場に係る規定の見直し
- 注文者による足場又は作業構台の点検義務の充実

(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069009.html)

「足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育」は、「建設労働者確保育成助成金」制度の助成対象です。

平成27年における死傷災害発生状況 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)

() は死亡

		種		平成27年(1~6月)		平成26年(1~6月)		対26年比較	
業	į			死傷者数(人)	構成比 (%)	死傷者数(人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率(%)
全	産	業		32	100.0%	(1) 38	100.0%	-6	-15. 89
製	Į	造	業	3	9. 4%	(1) 5	13. 2%	-2	-40.09
鉝			業	0	0.0%	0	0.0%	0	#DIV/0!
建		設	業	6	18.8%	8	21.1%	-2	-25.09
運	輸	交 通	業	3	9. 4%	3	7. 9%	0	0.09
貨	物	取 扱	業	3	9.4%	0	0.0%	3	#DIV/0!
農	Ė		業	1	3.1%	1	2. 6%	0	0.09
林	t		業	3	9. 4%	3	7. 9%	0	0.09
畜	産・	水産	業	0	0.0%	2	5. 3%	-2	-100.09
第	三	次 産	業	13	40.6%	16	42. 1%	-3	-18.89
陸運	上送	貨事	物業	4	12.5%	ı î	2.6%	3	300.0%

働き方・休み方改善ポータルサイト

~ 効率的に働いてしっかり休むために ~

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非 ご活用ください。(http://work-holiday.mhlw.go.jp/)

職場のあんぜんサイト

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/)

- ■労働災害統計
 ■災害事例
 ■免許・技能講習
- ■リスクアセスメントの実施支援システム ■化学物質

労基署

第 92 号 H27. 8. 3

名瀬労働基準監督署 TEL 0997-52-0574 FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(http://kagoshima-roud oukyoku.jsite.mhlw.go.j p/)

鹿児島県の最低賃金は >>1時間 678円

(http://kagoshima-roudo ukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ hourei_seido_tetsuzuki/k ane/saitin01.html)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不 払残業などのご相談 を夜間・土日に無料 でお受けします。 0120-811-610

(http://www.mhlw.go.j p/stf/houdou/2r9852000 0035v78-att/2r98520000 035v8p_1_2_1.pdf)

労働基準関係法令 各種様式集

(http://kagoshima-roudo ukyoku. jsite. mhlw. go. jp/ hourei_seido_tetsuzuki/h ourei_youshikishu. html)

あんぜんプロジェクト (http://anzeninfo.mhlw. go.jp/anzenproject/)

労働災害のない日本を 目指してともに活動して いただけるメンバーを募 集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。